

多子軽減措置に伴う利用者負担額の償還払いによる障害児通所給付費支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2の2に規定する障害児通所支援を利用している児童の保護者と同一世帯に属するきょうだいがいる場合に、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第24条に規定する多子軽減措置により軽減される利用者負担を償還払いによる給付費（以下「給付費」という。）として支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、小学校就学前児童とは、法第4条第1項第1号に規定する乳児又は同項第2号に規定する幼児をいう。

2 この要綱において、幼稚園等とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園、特別支援学校の幼稚部、法第39条第1項に規定する保育所、法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園、子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育、法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）をいう。

3 この要綱において、保護者とは、法第6条の2の2第8項に規定する通所給付決定保護者をいう。

(対象となる支援)

第3条 この要綱において、多子軽減措置の対象となるのは、法第6条の2の2に規定する障害児通所支援のうち児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援の内、小学校就学前児童に提供された支援とする。

(償還額)

第4条 給付費は、別表1に掲げる金額の合算額（合計額が別表2の区分ごとに掲げる額を超える場合は別表2の区分に応じた額とする。）と実際に事業者へ支払った利用者負担額の差額とする。

2 軽減後の月額利用者負担額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(償還払いの申請)

第5条 多子軽減措置の対象となる児童と同一の世帯にいる保護者が、給付を受けようとするときは、多子軽減に伴う障害児通所給付費支給申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長へ提出しなければならない。

2 前項の申請書には、別表1の対象区分により、世帯の市町村民税世帯割額が77,101円以上の場合、幼稚園等の通園証明書（様式第2号）及び利用者負担額の支払を証する

書類（領収証）を添付しなければならない。

（支給決定等）

第6条 市長は、保護者から前条の申請があったときは、その内容を審査の上、給付の可否を決定し、多子軽減に係る障害児通所給付費支給（不支給）決定通知書（様式第3号。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するとともに、支給すべきときは申請者に対し、決定した給付費の額を口座振替の方法により支払うものとする。

（給付費の返還）

第7条 市長は、前条に規定する給付費の支給を受けた保護者が、偽りその他不正な手段により給付費の支給を受けたときは、支給した給付費の全部又は一部の返還を求めることができる。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年4月に提供された障害児通所支援から適用する。それ以前に提供された障害児通所支援については、なお、従前のとおりとする。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1

対象区分		軽減措置適用後の算定額
世帯の市町村民税所得割合算額が77,101円以上	通所給付決定がある又は幼稚園等に通う小学校就学前児童である兄又は姉が2人以上いる	0
	通所給付決定がある又は幼稚園等に通う小学校就学前児童である兄又は姉が1人いる	同一の月に受けた指定通所支援に係る法第21条の5の3第2項第1号に掲げる額の100分の5に相当する額
	通所給付決定がある又は幼稚園等に通う小学校就学前児童である兄又は姉がいない	同一の月に受けた指定通所支援に係る法第21条の5の3第2項第1号に掲げる額の100分の10に相当する額
世帯の市町村民税所得割合算額が77,101円未満	(注1)に該当し生計を一にする兄又は姉が2人以上いる	0
	(注1)に該当し生計を一にする兄又は姉が1人いる	同一の月に受けた指定通所支援に係る法第21条の5の3第2項第1号に掲げる額の100分の5に相当する額
	(注1)に該当し生計を一にする兄又は姉がいない	同一の月に受けた指定通所支援に係る法第21条の5の3第2項第1号に掲げる額の100分の10に相当する額

(注1) 以下の①～③のいずれかに該当する者

- ①通所給付決定保護者の児童
- ②18歳に到達する前に通所給付決定保護者に監護されていた者
- ③通所給付決定保護者及びその配偶者の直系卑属である者（①及び②の者を除く。）

別表 2

生活保護世帯 市町村民税非課税世帯	0円
市町村民税課税世帯 (所得割28万円未満)	4,600円
市町村民税課税世帯 (所得割28万円以上)	37,200円

様式第 1 号（第 5 条関係）

多子軽減に伴う障害児通所給付費支給申請書

（宛先）新潟市長

次のとおり関係書類を添えて多子軽減に伴う障害児通所給付費の支給を申請します。

申請年月日 年 月 日

フリガナ															
申請者氏名 (通所給付決定保護者氏名)															
生 年 月 日		年 月 日													
個 人 番 号															
居 住 地		〒 電話番号													
サービス利用月の世帯における 対象費用の支払合計額									申請に係 るサービ ス利用月		年 月分				
係 通 所 所 給 給 付 付 決 決 定 定 に に 係 係 る る 児 児 童 童 の の 氏 氏 名 名	フリガナ			生年月日			受給者証番号								
	氏 名														

（注）支払額を証する領収証を添付してください。

多子軽減に係る障害児通所給付費を下記の口座に振り込んで下さい。

口 座 振 替 依 頼 書	銀行 信用金庫 信用組合			本店 支店 出張所			種目		口座番号						
	金融機関コード			店舗コード			1 普通預金 2 当座預金 3 その他								
	フリガナ														
	口座名義人														
	□公金受取口座を利用します														

申請書提出者	□申請者本人 □申請者本人以外（下の欄に記入）		
フリガナ			申 請 者 との関係
氏 名			
住 所	〒 電話番号		

通 園 証 明 書

年 月 日

（給付決定保護者氏名）様

住所
施設名
施設長氏名
印

下記児童は、当施設に通園（通所）していることを証明します

記

	児童氏名	生年月日	在園期間
1			～ 年 月 日 年 月 日
2			～ 年 月 日 年 月 日
3			～ 年 月 日 年 月 日
4			～ 年 月 日 年 月 日

多子軽減に係る障害児通所給付費支給（不支給）決定通知書

第 年 月 日 号

〒 -

様

新潟市長 印

年 月 日に申請のありました多子軽減に係る障害児通所給付費の支給について、
下記のとおり決定しましたので通知します。

記

給付決定保護者氏名																				
給付決定に係る児童氏名																				
給付決定に係る児童氏名																				
給付決定に係る児童氏名																				

受付年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日
本人支払額	円	申請に係るサービス利用月	年 月分
支給	☐ する ☐ しない	支給金額	円
不支給の理由			

振込先	金融機関	
	口座種目	
	口座番号	
	口座名義人	

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に新潟県知事に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、新潟県知事に申し立てれば、口頭により意見を述べるすることができます。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に新潟市長を被告として（訴訟において新潟市を代表する者は新潟市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。
- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

問い合わせ先